5・7　国際コンテナ諸問題への対応

5・7・1　ＩＳＯ／ＴＣ104（貨物コンテナ）に関する対応

1.　ISO の概要

ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）は、1947 年に設立された全世界的な非政府機構（本部：ジュネーブ）であり、国際連合および関連国際機関ならびに国連専門機関における諮問組織的地位を有している。ISO には各国毎に代表的標準化機関１機関のみが参加可能であり、約 140 カ国の参加国から成り立っている。製品やサービスの国際交流の容易化、知的、科学的、経済的活動分野における国際間協力の促進を目的とし、分野別に約 190 の専門委員会（Technical Committee：TC）が設置され、審議を行っている。(船協海運年報 2000 参照)

なお、わが国からは、閣議了解に基づき 1952 年 4 月 15 日以来「日本工業標準調査会（Japanese Industrial Standards Committee：JISC)」(事務局：経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット）が参画している。

2.　ISO/TC104（貨物コンテナ）の概要について

当協会は、JISC の承認の下、ISO の中で 104 番目に設置された専門委員会である ISO/TC104 の国内審議団体を引き受けている。TC104 は 31 カ国の正式加盟国（いわゆる P メンバー：業務に積極的に参画し、規格投票に対する債務および可能な限り会議に参加するメンバー。）および 24 カ国のオブザーバー加盟国（いわゆる O メンバー：オブザーバーとして業務に参画するメンバー。意見提出、会議出席も権利を有する）にて構成され、貨物コンテナ、特に海上コンテナに関する専門用語の定義、仕様、試験方法および付番等に関する標準化を審議している。

TC104 の傘下には現在、３つの SC（Sub Committee1,2,4）があり、更にその下部組織として WG（Working Group）がある。

ISO／TC104 組織図

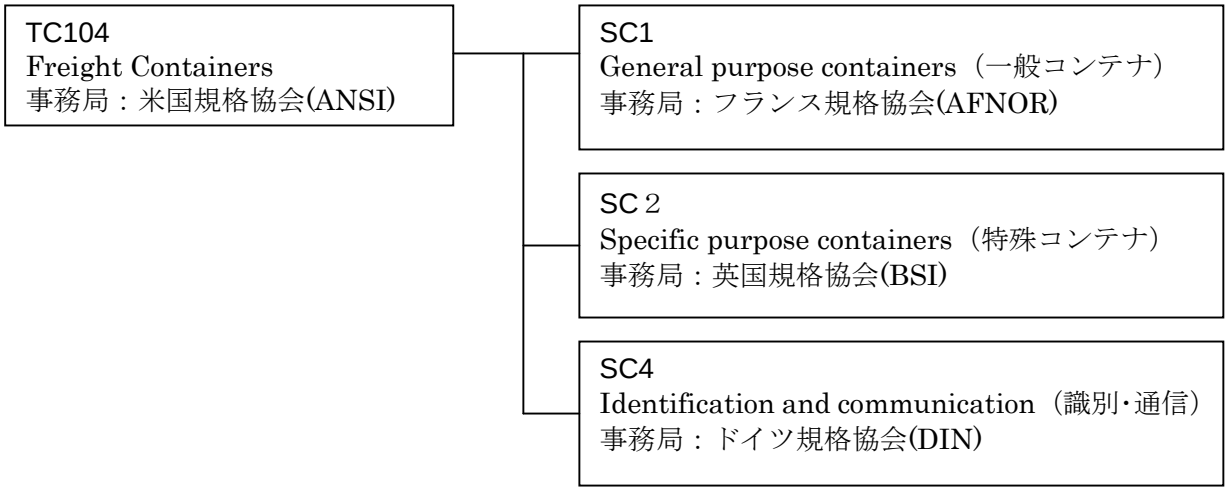

3.　ISO/TC104 における当協会の役割

当協会は1998年4月以降、ISO/TC104にかかわる国内審議団体事務局を行っており、「ISOコンテナ委員会」（以下「当委員会」）にてその審議がなされている。メンバーは、コンテナを使用する当協会加盟船社3社を中心として、コンテナやコンテナ関連機器製造メーカおよび関係省庁担当者で構成されている。定例委員会は通常2カ月に1度開催され、ISO本部や関連省庁、関係団体等からの意見照会、調査協力、規格案投票等に対応している。

また、当委員会委員長は委員会を代表してJISC物流技術専門委員会に参画し、工業標準に係る調査審議に加わっている。

4. 検討状況

わが国では海上コンテナの生産が行われていないことから、主にコンテナを使用する立場から、電子シール（Electronic seals)、45フィートコンテナ、冷凍コンテナなどの規格化や既存規格の見直しなどについて検討を行ったほか、2007年5月に釜山で開催されたTC104総会および３つのSC（Sub Committee1,2,4）会合に出席し、わが国の現状、利益に沿った国際標準化がなされるよう意見の反映に努めた。

SC１では、主に45フィートコンテナに関する寸法、仕様、試験方法等の規格制定に向けて審議が行われたほか、近年、損傷が多く報告されているコンテナのコーナーフィッティングの不具合について審議が行われた。SC２では、主に冷凍コンテナに関する仕様および試験方法の規格（ISO1496-2）を改正するための審議が行われた。

また、SC４では、コンテナ用の電子シールの規格（ISO18185: Electronic seals）が2007年５月に国際規格として新たに発行された。ISO18185は、次の５つのパートより構成されている。

-Part 1: 通信プロトコル（Communication protocol）
-Part 2: 適用のための要求事項（Application requirements）
-Part 3: 環境特性（Environmental characteristics）
-Part 4: データ保護（Data protection）
-Part 5: 物理層（Physical layer）

この規格はテロ対策のためのセキュリティ強化としてアメリカが中心となって検討が行われ、コンテナの鍵のシールにRFID（Radio Frequency IDentification）を取り付け、コンテナの扉の不要な開閉がなかったかチェックできるようにするもの。電子シールの運用周波数帯である433MHz帯は、わが国では、これまでアマチュア無線用に割り当てられていたが、2006年12月に総務省の電波法省令改正によりＩＣタグへ開放された。

5・7・2　国際貨物コンテナ所有者コード管理業務

ＩＳＯ6346（Freight containers－Coding, identification and marking：コンテナの共通識別コードの規格）では、コンテナの識別に必要な措置として所有者コード等の付番を義務付けており、所有者コードについては、その登録を国際登録機関であるＢＩＣ（Bureau International des Containers：本部パリ）に対して行わなければならない旨定めている。

当協会は、ＩＳＯコンテナ委員会業務に関連し、ＢＩＣの日本の登録機関ＮＲＯ（National Register Organization）として、日本での国際貨物コンテナ所有者コードの登録、問い合わせの窓口を担当している。